

印刷会社 のための 知的財産

連載
第13回

裁判例紹介

事件名： モリサワタイプフェイス 不正競争仮処分申請事件

他人の書体と同一の書体を販売する行為が不正競争行為にあたるとして、書体を記録したフロッピーディスク、光ディスク等の記憶媒体の製造・販売差止が認められた事件

平成5年（ラ）594号
東京高裁平成5年12月24日決定
（原審 東京地裁平成5年6月25日決定）

◆実務上のポイント

書体やデジタルフォントは経済的価値や権利が認められるものとの意識を持ち、書体を使用するに際しては、フォントメーカーとの契約条件に沿って適正に使用しましょう。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

本件は、書体が不正競争防止法による保護の対象となり得るものとして、自己の書体と同じ書体を販売する者に対する製造・販売の差止請求を認めた事件です。法律による書体の保護を具体的に認めた事件として、注目すべきものといえます。

本稿では、不正競争防止法を始めとして、印刷会社が使用する書体・フォントの法的保護の可能性について検討してみたいと思います。

◆事件の概要

- ・ 原告人（原審債権者）：株式会社モリサワ（書体・フォントの開発、販売業者。以下「モリサワ」）
- ・ 被告（原審債務者）：個人Y（コンピューター、ワードプロセッサ等のソフトウェア開発、販売者）

Yがモリサワの書体などを基にして書体を作成し、これを搭載したレーザープリンターを販売していたところ、モリサワは、「Yの書体はモリサワの書体と酷似しているため誤認混同を生じ、モリサワの営業上の利益を侵害するおそれがある」として、不正競争防止法に基づき、Yの書体を入力したフロッピーディスク等の製造・販売差止の仮処分申請を行いました。

原審においては、

- ①不正競争防止法1条1項1号（※1）にいう「商品」とは有体物をいい、無体物はこれに含まれないと解されるため、モリサワの書体はここでいう「商品」に該当しない。また、モリサワの「商品」として現実に取引されていたのは、写植機、文字盤、フロッピーディスク等であり、モリサワの書体そのものではない。
- ②実用的文字書体は、本来、文字それ自体の形態だけで他の書体との識別力や出所表示機能を備えにくいものであり、取引において、書体自体がモリサワの書体であることを表示する機能を有しているとは認められない。また、他の書体との比較の結果も、当該書体に独自の形態的特徴を認めることができず、従って、不正競争防止法1条1項1号にいう「他人ノ商品タルコトヲ示ス表示」には当たらない。

との理由によりモリサワの申請は却下され、これに対し、モリサワが原決定の取消を求めて原告したと

というのが事件の経過です。

◆ 抗告審・東京高裁決定要旨

抗告審においては、東京高裁は、以下の理由により、原決定を取り消し、Yの行為は不正競争行為に当たるとして、「Yは、モリサワの書体と同一の書体を記録したフロッピーディスク等の記憶媒体を製造・販売してはならない。」との決定を行いました。

(1)不正競争防止法における「商品」への該当性について

不正競争防止法で使用される「商品」の解釈については、『商品』の意義の確定は解釈に委ねられているものと解されるが、公正な取引秩序の維持、確立という同法の目的からすれば、『商品』の意義を有体物に限定する合理的理由は見出し難い。経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされているものについて、無体物であることを理由に同法の適用を否定するのは相当でない。」と、無体物に対する適用の可能性を示したうえで、本件に

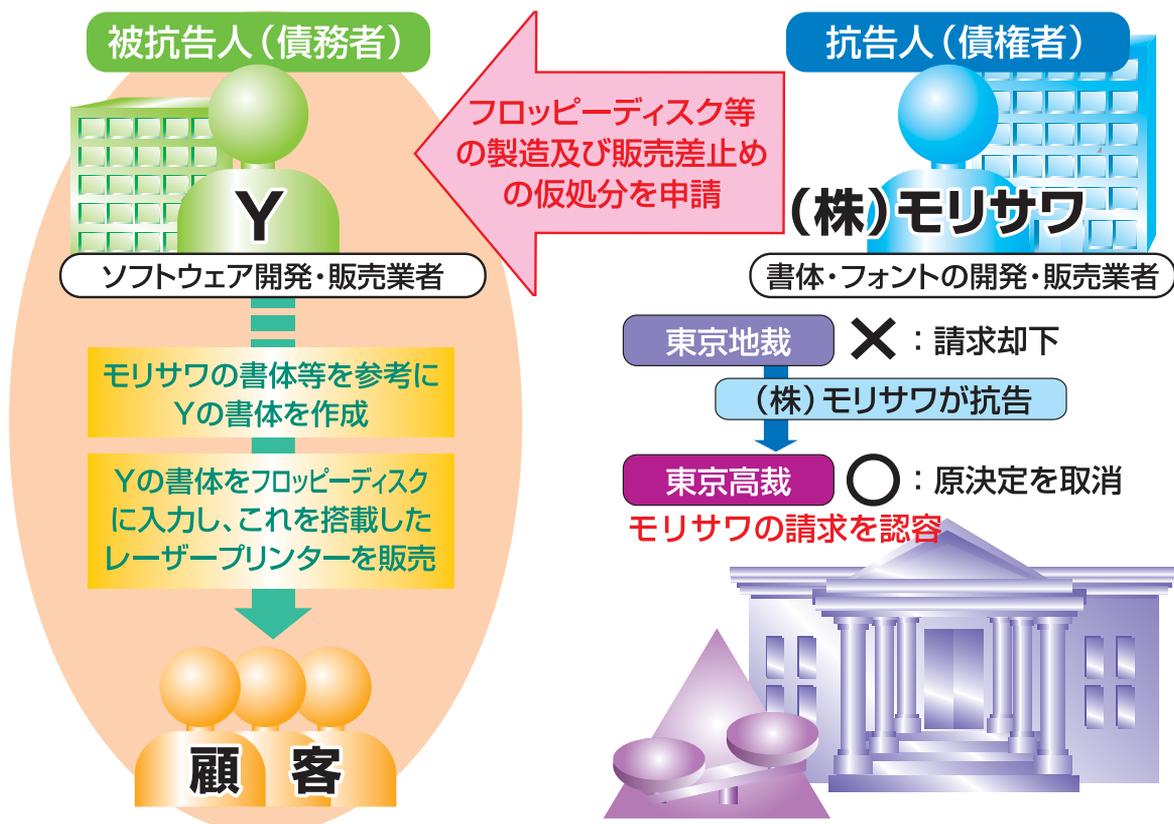
については、証拠資料から、「印刷業者、新聞社、プリンターメーカー等は、それぞれ自己の用途にとって最も好ましいと考える特定の書体を選択し、当該書体メーカーと有償の使用許諾契約等を締結してその書体を使用しているものということができるから、書体メーカーによって開発された特定の書体は、正に経済的な価値を有するものとして、独立した取引の対象とされていることは明らかというべきである。」として、モリサワの書体は不正競争防止法における「商品」に該当するものとししました。

(2)その他不正競争行為の要件について

商品性以外の要件については次のように判断し、いずれの要件も満たすとしました。

①周知性

モリサワの書体は、活字、写植等の印刷、編集、製本技術等に関する一般的な概説書において、いずれもモリサワの代表的な書体として取上げられていることや、プリンターメーカー各社のレーザープリンター等にモリサワの書体が標準搭載されているなどの事実から、モリサワの書体は主要な需要者である印刷業者、製本業者、写植機製造業者、プリンタ



一メーカー等に周知であるとしてきました。

②商品形態

書体自体が形態的特徴を有するというために、書体が常に外部に表示されていることは必要ではないとして、フロッピーディスク等に記録された書体の「商品形態」への該当性を認めました。

③類似性

「デザインコンセプト」、「骨格の形」、「エレメント（部分品）の形」の3つの観点から類似性の検討を行い、その結果、モリサワ、Yの両書体は同一との判断を示しました。

④混同の有無

Yの書体の売り込みを受けた会社が、モリサワの書体であると誤信した事実などを挙げ、「書体の取引においては、需要者は書体の形態に注目し、この形態を殆ど唯一の選択の基準として取引を行う」として、同一の書体を販売するモリサワとYに緊密な営業上の関係が存するものと誤信し、混同が生じるおそれがあるとしてきました。

◆解説

1. 本件の意義と不正競争防止法による書体の保護

本件は、平成5年改正法以前の旧法下において出された判断ですが、旧法の該当規定（旧1条1項1号）の内容は、現行の不正競争防止法の2条1項1号（※2）及び2号（※3）に引継がれていますので、現在においても参考となる裁判例と思われる。

書体の法的保護については、主に著作権侵害を理由として争いが繰り返されてきましたが、いずれにおいてもその保護は否定されてきました。

不正競争防止法についても同様であり、従前の裁判例においては、「『商品』とは、有体物であることを必要とし、無体物は含まないと解するのが相当である」として、無体物である書体の保護を認めていませんでしたが（「タイポス書体事件」東京地判昭和55年3月10日、同控訴審東京高判昭和57年4月28日同旨）、本件においては、無体物である書体も「商品」に該当するとして、不正競争防止法による保護が認められました。

本件は、従来の不正競争防止法における「商品」

の概念を覆し、また、日本における書体の法的な保護を具体的に認めた例として、大きな意味を持つ裁判例であるといえるでしょう。

なお、現行の不正競争防止法においては、不正競争行為の一つとして、2条1項3号（※4）に「他人の商品の形態を模倣した商品を販売等する行為」が加えられましたが、同号における「商品」が本件と同様に解釈された場合には、書体は、同号による保護を受ける可能性もあります。

2. その他の法律による書体の保護

(1) 著作権法による保護

著作権法による書体デザインの保護は、過去の裁判例では一貫して否定されており「書」の作品に相当するような美術性の高いものでない限り保護されないと解されています。

特に、平成12年9月7日の最高裁判決（「ゴナ書体事件」）において、「印刷用書体が著作権法に定める著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」との見解が出されたことにより、いわゆる印刷用書体のデザインについて、著作権法による保護を求めることは極めて困難な状況となっています。

但し、「デジタルフォント」や「フォントプログラム」と呼ばれる形で提供されるものについては、プログラムの著作物に該当するものもあり、この場合は、プログラムの著作物としての保護を受けることができるものと考えられます（フォントプログラムに関連する裁判例として、フォントプログラムの著作権侵害を根拠として主張された海賊版フォントプログラムの使用差止・廃棄、損害賠償請求を認めたものがあります（大阪地判平成16年5月13日）。

つまり、書体のデジタルフォント化に伴い、プログラムという形での保護を求めることはできるようになったものの、書体そのものの保護は依然として認められていないというのが、著作権法による保護の現状であるといえます。

(2) 意匠法による保護

デザインの法的保護としては、著作権法のほかに

意匠法による保護が考えられますが、日本の意匠法で保護されるデザインは、「物品」の意匠（デザイン）とされているため、物品と離れた抽象的な書体自体は、意匠法の保護対象とならないと考えられています。

(3) 不法行為法による保護

他の法律による保護が認められない場合の救済策として、不法行為（民法709条）による保護が考えられますが、過去の裁判例においては、「文字自体における個々の形態ないしはその創作を保護することは、無限に存する書体自体の私有化を認めるに等しい結果となり、本来国民の共有財産であるべきはずの文字は、僅かな者の独占使用に委ねられ、国民による自由使用は不可能になるので不当である」として、不法行為による保護が否定されていました（前掲「タイポス書体事件」控訴審判決）。

しかし、その後、一般論として不法行為の法理を適用する余地はあるとの見解を示す判決が出され（「写真植字機用文字書体事件」大阪地判平成元年3月8日）、さらに、前掲の「ゴナ書体事件」最高裁判決の下級審においては、一般論として、書体について不法行為が成立するための要件が、「真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したとき」と示されるに至っています（なお、最高裁では、不法行為に基く請求についての判断は行っていません）。

なお、不法行為による書体の保護は、損害賠償請求に止まり、差止請求までは認められないものと考えられます。

3. 印刷実務における書体の使用について

上記のとおり、現状においては、法律による書体のデザインの保護は限定的なケースに止められており、必ずしも十分な保護がなされているとはいえません。しかし、文字そのものは情報伝達手段としての万人共通の財産とすべきものであることからすると、他の制作物に比べて書体の保護範囲が狭く限定的なのはやむを得ないことなのかもしれません。

もっとも、フォントメーカーは、書体の供給にあたり、書体の使用条件を定めた使用者との契約により、書体の法的保護の不足を補完し、保護の強化を図っており、印刷会社やプリンターメーカーなどの使用者は、この契約による使用制限も受けながら、書体を使用しています。

従って、書体を使用許諾の範囲を超えて不正にコピーしたり、不正にインストールしたような場合は、契約違反による責任を追及されることにもなりますので、購入等して保有する書体を勝手に使用することはできません（なお、デジタルフォントがプログラムの著作物として保護される場合など、契約違反以外に関連法規の違反となる場合もあります）。

また、印刷会社としては、法的リスクの回避だけでなく、フォントメーカーとの信頼関係を築くためにも、書体・フォントの適正な管理・使用に努める必要があるといえます。

※1：〈(旧)不正競争防止法第1条第1項第1号〉

本法ノ地域内ニ於テ広く認識セラルル他人ノ氏名、商号、商標、商品ノ容器包装其ノ他他人ノ商品タルコトヲ示ス表示ト同一若ハ類似シタモノヲ使用シ又ハ之ヲ使用シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出シテ他人ノ商品ト混同ヲ生ゼシムル行為

※2：〈不正競争防止法第2条第1項第1号〉

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

※3：〈不正競争防止法第2条第1項第2号〉

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

※4：〈不正競争防止法第2条第1項第3号〉

他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為